

平成 29 年 7 月 24 日

議案 1

選定審査会の議事の公開について

選定審査会の議事の公開方法について、下記のとおり定める。

- 1 選定審査会の会議は、原則公開とする。
ただし、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）第 7 条各号に規定する不開示情報に関して、選定審査会が必要と認めるときは非公開とする。
- 2 会議の終了後速やかに、選定審査会の議事概要を県ホームページ上で公開する。
- 3 傍聴に係る手続及び遵守事項等については、別に要領を定める。